



鳥取労働局発表
平成27年1月29日（木）

担 当	鳥取労働局
	労働基準部監督課
	課長 直野 泰知
	課長補佐 久保田 剛
	電話 0857-29-1703

「働き方改革推進本部」が企業訪問を開始します

～1月30日から訪問開始 訪問結果を踏まえ2月3日に初会議を開催～

鳥取労働局（局長：河野純伴）では、1月15日に「鳥取労働局働き方改革推進本部」を設置し、県内の企業が長時間労働の削減、休暇の取得促進、女性の活躍推進など、働きやすい職場環境を目指す「働き方改革」に向けた取組を行っています。

本部設置後、本日までに、県内の経営者団体等5団体を訪問し、取組及び協力要請を行ってまいりました。

1月30日より、県内企業の訪問を開始し、各企業のトップに対して働き方改革の要請を行うとともに、好事例収集を行います。

また、1月に実施した団体及び企業の訪問結果を踏まえ、本部設置後、初となる第1回会議を2月3日（火）9時より鳥取労働局において開催します。

1 県内企業訪問

（1）訪問日時・訪問先

平成27年1月30日（金）10：30～（株）井木組（東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1）
13：10～ 神鋼機器工業（株）（倉吉市海田東町112番地）

※当日取材可（応対場所や撮影範囲などは、各企業の指示に従って下さい）

（2）実施事項

・ 働き方改革の要請

長時間労働削減、年次有給休暇取得促進等をはじめとした「働き方改革」の取組に向けた要請を、働き方改革推進本部長（鳥取労働局長）等が企業トップに対して行います。

・ 好事例の収集

企業で実施している「働き方改革」に関する取組事例の収集を行います。

好事例については、1月30日より厚生労働省が開設する「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、広く全国に事例の周知を行います。

2 働き方改革推進本部第1回会議の開催

1月15日の本部設置後、初となる第1回会議を下記のとおり開催します。

（1）開催日時

平成27年2月3日（火）9：00～9：30（於：鳥取労働局4階大会議室）

（2）議 題

- ・ 1月の実施事項について（団体及び企業の訪問結果から）
- ・ 今後の取組について

（3）参集者

- ・ 鳥取労働局働き方改革推進本部員
- ・ オブザーバー（鳥取県）

1. 県内企業訪問

(1) 訪問企業概要（※企業情報はいずれも平成26年4月1日現在）

① ㈱井木組

建設業。大正元年設立。資本金9600万円。主力業務は土木・建築工事。

所定外労働をさせない制度・育児短時間勤務制度の利用を、小学校就学までの子を持つ労働者（法定は3歳までの子を持つ労働者）まで認めているほか、年次有給休暇の取得目標を定め、計画的取得促進について、管理監督者の配慮義務としている。

② 神鋼機器工業㈱

製造業。昭和25年設立。資本金3億円。主力製品は各種高圧ガス容器及び圧力容器。

年次有給休暇の取得率が高い（平成24年度実績：約83%）。

(2) 実施事項

① 働き方改革の要請

長時間労働削減、年次有給休暇取得促進等をはじめとした「働き方改革」の取組に向けた要請を、働き方改革推進本部長（鳥取労働局長）、同副本部長（鳥取労働局労働基準部長）が各企業のトップに対して行います。（要請文の内容は別添1のとおり。）

② 好事例の収集

各企業で実施している「働き方改革」に関する取組事例の収集を行います。

好事例については、1月30日より厚生労働省が開設する「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、広く全国に紹介を行います。（ポータルサイトの内容は別添2のとおり。）

2. 働き方改革推進本部第1回会議の開催

1月15日の本部設置後、初となる第1回会議を下記のとおり開催します。（設置要綱は別添3のとおり。）

(1) 開催日時

平成27年2月3日（火）9:00～9:30（於：鳥取労働局4階大会議室）

(2) 議 題

① 1月の実施事項について

本部設置後、1月中に実施し、又は実施予定の団体・企業への訪問結果の説明を行います。

② 今後の取組について

1月の実施事項を踏まえ、今後の働き方改革推進本部の取組について議論し、方針決定を行います。

(3) 参集者

・鳥取労働局働き方改革推進本部員

本部長 労働局長

副本部長 総務部長、労働基準部長

本部員 職業安定部長、雇用均等室長、総務課長、企画室長、監督課長、職業安定課長

・オブザーバー

鳥取県商工労働部